

# 上越市議会委員会条例 改正案

※ 下線部が一部改正（追加・修正）部分。1条まるごと追加の場合下線なし。

改正案	分科会意見・ポイント・論点
<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第16条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p> <p>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p> <p>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 第1項の規定により開会された委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</p> <p>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>◎ 1条まるごと新しい条文の追加</p> <p>○開催事由を(1)災害等、(2)育児・介護等に限定</p> <p>○分科会では、自由なオンライン出席は時期尚早との意見。</p> <p>○災害は、地震等の自然災害、感染症のまん延のほか、大雪で交通障害が発生した場合などを想定</p> <p>○やむを得ない事由とは、育児、介護のほか、疾病・負傷等（参加できる程度のもので、本人が参加の意思を示した場合）を想定している。</p> <p>※会議規則84条</p> <p>○オンライン委員会の開催は、委員長の許可を必要とした。（委員長の許可制）</p> <p>○審査の内容や委員の状況によってはオンラインがふさわしくない場合も想定されることから、届出制を採用しなかった</p> <p>○オンライン委員会に特有の開会方法などは、要綱で決定</p>
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び代表監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>	<p>◎ 既存の条文の改正（第2項追加）</p> <p>○理事者側がオンラインで出席することは、総務省が「議会と執行機関の間で適切に決めていただくべきものと考えている。」としている。</p> <p>○分科会では、委員のほか、理事者側や市民等（公述人など）もオンライン参加を認めてよいのではないかと結論。</p> <p>・今後、理事者側との協議を実施し、オンライン出席を認める方向で検討</p> <p>○その他論点</p> <p>・申し出（届出）制の採否</p> <p>・オンライン出席の事由</p>

<p>(公述人の決定)</p> <p>第21条の2 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u></p>	<p>◎ <b>既存の条文の改正(第3項追加)</b></p> <p>○総務省は、通知で「参考人制度は、議会の政策形成機能の強化を図るために活用が期待されるもので、感染症対策に限らず、オンラインで意見聴取を行うことは差し支えないものとする」と指摘</p> <p>○議長会は、同様の機能を持つ公述人も合わせてオンライン出席できるとしている</p>
<p>(代理人又は文書等による意見の陳述)</p> <p>第21条の5 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>◎ <b>既存の条文の改正(文言の一部改正)</b></p> <p>○公述人は本人の知識等に着目して選任されるので、代理人が陳述したり、文書で意見表明したりすることは適当でない。</p> <p>○オンラインで本人が陳述する機会を確保したため、代わりにメール等で意見提示することを制限するもの</p>
<p>(参考人)</p> <p>第21条の6 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>4 参考人については、前3条の規定を準用する。</p>	<p>◎ <b>既存の条文の改正(第3項追加)</b></p> <p>○上に同じ</p>